

第1章 市勢の概要

1. 市勢の概況

(1) 概況

面積…872.43k m²

人口…34,023人 (平成29年10月1日現在 外国人を含む)

世帯数…11,788世帯 ()

市制施行…昭和29年7月1日

(2) 沿革

大野市のあけぼのは縄文中期(約4,000年前)であることが右近次郎遺跡等から出土する多数の石器、土器によって明らかにされました。また、古い文献では、和良比夫(蔵生)・佐比良氣(佐開)・佐加戸(坂戸)・若子(若生子)の地名が出ています。

平安時代には加美・資母・大沼の庄名が見えており、そのころ大野盆地は牛ヶ原荘園、平泉寺荘園が支配していました。しかし、平安時代の終わりごろ武士の興起によって荘園は圧迫され、室町時代には全く滅び去り、代わって斯波氏、朝倉氏など武士の統領が支配するところとなりました。

天正元年(1573年)朝倉氏の滅亡後一時は一向一揆の支配下となりましたが、一揆は間もなく織田信長に平定され、織田の武将金森長近が大野の大部分を統治しました。長近はまず亀山に越前大野城を構築するとともに京都に模して短冊状の城下町を建設し、栄えてきました。天和2年(1682年)土井利房が大野に封ぜられましたが、勝山・郡上・鯖江・福井の藩料、公料など複雑に分割され、明治維新まで約150年間続きました。

明治4年廃藩、同6年区長・権長が置かれ、戸制など多少の変遷を経て、明治22年(1889年)町村制が実施され、大野・下庄・乾側・小山・上庄・富田・阪谷・五箇の1町7か村となり、昭和26年11月に下庄村は町制を施行しました。

そして、昭和29年7月1日に2町6か村が合併して大野市が誕生しました。その後、昭和45年7月1日に西谷村、平成17年11月7日に和泉村を編入合併し、平成29年10月1日現在の人口は34,023人、世帯数は11,788世帯となっています。

市制施行以来、これまで幾多の災害を克服し、恵まれた自然環境を生かしながら、「ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち越前大野」の実現を目指して今日も力強く歩み続けています。

市域の変遷

| 年 月 日 | 事 項 | 編入面積 | 総面積 |
|------------|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 昭和29年7月1日 | 市制施行(2町6か村合併) | — | 343.56 k m ² |
| 昭和45年7月1日 | 西谷村編入合併 | 198.10 k m ² | 539.92 k m ² |
| 平成17年11月7日 | 和泉村編入合併 | 332.38 k m ² | 872.30 k m ² |
| 平成26年10月1日 | 国土地理院による再計測 | — | 872.43 k m ² |

(3) 位置と地勢

大野市は福井県の東部にあり、北は石川県と勝山市、東と南は岐阜県、西は福井市と今立郡池田町と接しています。

面積は 872.43 k m²で、このうち森林が 758.39 k m²を占めています。

四囲は霊峰白山の支脈に囲まれ、大野富士とも呼ばれる荒島岳をはじめ、赤兎山、願教寺山、能郷白山、経ヶ岳などの秀峰がそびえています。

岐阜県境に源を発する九頭竜川、その支流の真名川・清滝川・赤根川は、大野盆地を南から北へ貫流しています。これらの河川は上流で九頭竜峡・真名峡の渓谷美をつくり、流れて 4,000ha の野をうるおしています。

土地利用状況 (平成 28 年分)

(単位 : ha)

| 総数 | 農用地 | | | 森 林 | 原 野 | 水面・河川・水路 | 道 路 | 宅 地 | その他 |
|--------|-------|-------|-------|--------|-----|----------|---------|---------|---------|
| | 農地 | 採草放牧地 | 計 | | | | | | |
| 87,243 | 4,223 | 89 | 4,312 | 75,839 | 0 | 3,054.8 | 1,242.5 | 1,036.1 | 1,757.0 |

※四捨五入等により、計と内訳の合計が一致しないことがあります。

資料：福井県「福井県の土地利用と土地対策」

【大野市位置図】



(4) 気象

大野市の気候は典型的な日本海北陸型気候区に属し、冬季に強い北よりの季節風が吹き荒れ曇天が続くのが特徴です。また、美濃越前山地の北側に上昇気流が発生して、多くの雪や雨を降らせています。

大野市の最近10年間の年間平均気温は13.6度で、内陸盆地であることから寒暖の差が大きく、日本海側を発達した低気圧が通過するときにフェーン現象がしばしば発生します。

気象

| 年次 | 平均 気温 | 最高 気温 | 最低 気温 | 平均 風速 | 最大 風速 | 降水量 | 日照 時間 | 最深 積雪 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|-------|----------|----------|
| 平成 | ℃ | ℃ | ℃ | m/s | m/s | mm | h | cm |
| 3年 | 13.3 | 34.9 | -10.2 | 1.1 | SSE 10 | 2,683 | 1,049.6 | 157 |
| 4 | 13.0 | 35.5 | -9.9 | 1.1 | SSE 11 | 1,990 | 1,206.6 | 50 |
| 5 | 12.4 | 32.5 | -8.6 | 1.4 | SE 11 | 2,584 | 1,152.8 | 65 |
| 6 | 13.6 | 36.5 | -11.3 | 1.4 | SSE 9 | 1,365 | 1,524.7 | 75 |
| 7 | 12.3 | 35.2 | -12.1 | 1.3 | SSE 8 | 2,629 | 1,267.1 | 97 |
| 8 | 12.6 | 34.9 | -9.3 | 1.4 | SSW 7 | 1,790 | 1,381.1 | 100 |
| 9 | 13.2 | 33.4 | -11.4 | 1.2 | SSE 11 | 2,166 | 1,492.6 | 47 |
| 10 | 14.4 | 33.0 | -8.8 | 1.2 | S 8 | 2,579 | 1,191.9 | 67 |
| 11 | 13.7 | 33.6 | -11.5 | 1.3 | SSE 9 | 2,274 | 1,331.4 | 97 |
| 12 | 13.9 | 36.8 | -7.1 | 2.4 | S 16 | 1,517 | 1,476.2 | 55 |
| 13 | 13.6 | 36.3 | -9.5 | 2.3 | NW 11 | 1,541 | 1,542.1 | 128 |
| 14 | 13.7 | 36.3 | -7.2 | 2.4 | S 15 | 2,387 | 1,446.8 | 59 |
| 15 | 13.7 | 35.2 | -8.5 | 2.5 | WNW13 | 1,979 | 1,264.8 | 83 |
| 16 | 14.6 | 36.2 | -8.9 | 2.5 | S 18 | 2,253 | 1,474.2 | 112 |
| 17 | 13.5 | 35.2 | -7.8 | 2.4 | S 16 | 2,440 | 1,255.8 | 157 |
| 18 | 14.2 | 35.5 | -7.2 | 2.4 | NW 14 | 2,106 | 1,371.9 | 32 |
| 19 | 13.7 | 38.0 | -7.8 | 2.5 | W 13 | 1,753 | 1,424.7 | 66 |
| 20 | 14.0 | 37.0 | -9.9 | 1.6 | NS 10 | 1,820 | 1,571.0 | 52 |
| 21 | 13.4 | 34.6 | -6.6 | 1.6 | WNW11 | 1,856 | 1,405.8 | 133 |
| 22 | 13.5 | 37.0 | -7.7 | 1.6 | SE 10 | 1,886 | 1,561.6 | 193 |
| 23 | 13.4 | 38.2 | -10.8 | 1.5 | SSE 10 | 2,070 | 1,442.5 | 130 |
| 24 | 13.6 | 38.6 | -10.4 | 1.7 | S 16 | 1,666 | 1,644.7 | 67 |
| 25 | 13.4 | 36.1 | -7.5 | 1.7 | SE 11 | 2,212 | 1,672.2 | 28 |
| 26 | 13.1 | 35.6 | -9.5 | 1.4 | ESE10 | 2,504 | 1,580.7 | 115 |
| 27 | 14.0 | 35.2 | -7.4 | 1.4 | ESE9 | 2,079 | 1,573.6 | 57 |
| 28 | 13.9 | 34.8 | -9.2 | 1.4 | SE14 | 2,108 | 1,548.7 | 62 |

(資料：大野市消防本部 気象情報、気象庁)

(5) 人口・世帯数の推移

人口・世帯数

| 年次 | 世帯数 | 人口 | | | 一世帯 あたりの 人員 | 人口密度 (1 km ² あたり) | 摘要 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------------------|------------------------------------|---------|
| | | 総数 | 男 | 女 | | | |
| 大正9年 | 7,309 | 36,507 | 17,862 | 18,645 | 4.99 | 67.4 | 第1回国勢調査 |
| 14 | 7,391 | 36,552 | 17,885 | 18,667 | 4.95 | 67.5 | 第2回 // |
| 昭和5年 | — | 37,320 | 18,325 | 18,995 | — | 68.9 | 第3回 // |
| 10 | — | 37,274 | 18,168 | 19,106 | — | 68.8 | 第4回 // |
| 15 | 7,413 | 38,409 | 18,652 | 19,757 | 5.18 | 70.9 | 第5回 // |
| 22 | — | 47,549 | 23,276 | 24,273 | — | 87.8 | 第6回 // |
| 25 | 9,136 | 47,412 | 23,056 | 24,356 | 5.19 | 87.5 | 第7回 // |
| 30 | 9,243 | 47,621 | 23,281 | 24,340 | 5.15 | 87.9 | 第8回 // |
| 35 | 9,620 | 46,271 | 22,013 | 24,258 | 4.81 | 85.4 | 第9回 // |
| 40 | 9,975 | 44,873 | 21,321 | 23,552 | 4.50 | 82.8 | 第10回 // |
| 45 | 10,090 | 42,241 | 20,152 | 22,089 | 4.19 | 78.0 | 第11回 // |
| 50 | 10,306 | 41,918 | 20,074 | 21,844 | 4.07 | 77.4 | 第12回 // |
| 55 | 10,476 | 41,901 | 20,051 | 21,850 | 4.00 | 77.4 | 第13回 // |
| 60 | 10,485 | 41,926 | 20,089 | 21,837 | 4.07 | 77.4 | 第14回 // |
| 平成2年 | 10,463 | 40,991 | 19,538 | 21,453 | 3.91 | 75.9 | 第15回 // |
| 7 | 10,567 | 40,245 | 19,147 | 21,098 | 3.81 | 74.5 | 第16回 // |
| 12 | 10,867 | 38,880 | 18,573 | 20,307 | 3.58 | 72.0 | 第17回 // |
| 17 | 11,229 | 37,843 | 17,956 | 19,887 | 3.37 | 43.4 | 第18回 // |
| 22 | 10,847 | 35,291 | 16,705 | 18,586 | 3.25 | 40.5 | 第19回 // |
| 27 | 10,671 | 33,128 | 15,682 | 17,446 | 3.10 | 38.0 | 第20回 // |

※ 平成17年次から旧和泉村分を含みます。

(6) 産業別就業者数

産業分類別就業者数

| 産業分類 | 平成17年 | 産業分類 | 平成22年 | 産業分類 | 平成27年 |
|-------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
| 総数 | 20,133 | 総数 | 18,212 | 総数 | 17,733 |
| 第1次産業 | 2,157 | 第1次産業 | 1,772 | 第1次産業 | 1,557 |
| 農業 | 2,126 | 農業 | 1,671 | 農業 | 1,462 |
| 林業 | 29 | 林業 | 98 | 林業 | 93 |
| 漁業 | 2 | 漁業 | 3 | 漁業 | 2 |
| 第2次産業 | 7,019 | 第2次産業 | 5,615 | 第2次産業 | 5,566 |
| 鉱業 | 24 | 鉱業・採石業・砂利採取業 | 8 | 鉱業・採石業・砂利採取業 | 6 |
| 建設業 | 3,224 | 建設業 | 2,384 | 建設業 | 2,161 |
| 製造業 | 3,771 | 製造業 | 3,223 | 製造業 | 3,399 |
| 第3次産業 | 10,948 | 第3次産業 | 10,808 | 第3次産業 | 10,553 |
| 電気・ガス・ 熱供給・水道業 | 163 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 160 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 152 |
| 情報通信業 | 161 | 情報通信業 | 132 | 情報通信業 | 139 |
| 運輸業 | 537 | 運輸業・郵便業 | 633 | 運輸業・郵便業 | 530 |
| 卸売・小売業 | 2,749 | 卸売業・小売業 | 2,624 | 卸売業・小売業 | 2,359 |
| 金融・保険業 | 379 | 金融業・保険業 | 357 | 金融業・保険業 | 333 |
| 不動産業 | 36 | 不動産業・物品賃貸業 | 103 | 不動産業・物品賃貸業 | 118 |
| 飲食店・宿泊業 | 675 | 学術研究・専門技術サービス業 | 372 | 学術研究・専門技術サービス業 | 380 |
| 医療・福祉 | 2,018 | 宿泊業・飲食サービス業 | 732 | 宿泊業・飲食サービス業 | 693 |
| 教育・学習支援業 | 829 | 生活関連サービス業・娯楽業 | 664 | 生活関連サービス業・娯楽業 | 613 |
| 複合サービス事業 | 453 | 教育・学習支援業 | 825 | 教育・学習支援業 | 758 |
| サービス業 | 2,248 | 医療・福祉 | 2,323 | 医療・福祉 | 2,635 |
| 公務 | 700 | 複合サービス事業 | 296 | 複合サービス事業 | 324 |
| 分類不能の産業 | 9 | サービス業 | | サービス業 | |
| | | (他に分類されないもの) | 890 | (他に分類されないもの) | 916 |
| | | 公務 | | 公務 | |
| | | (他に分類されるものを除く) | 697 | (他に分類されるものを除く) | 603 |
| | | 分類不能の産業 | 17 | 分類不能の産業 | 57 |

第2章 越前おおの環境基本計画の概要

1. 目的

環境基本計画は、平成10年3月に制定された大野市環境基本条例の基本理念を実現するため、良好な環境を保全することはもとより、より良い環境の創造を目指し、平成12年3月に策定され、平成22年4月から第二期の計画期間が始まりました。

この計画は、市、市民、事業者、市を訪れた者（以下、「訪問者」という。）がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力し合い、総合的かつ計画的に施策を推進していくことを目的としており、具体的には次の3つの事項について定めています。

「環境像」 長期的視点に立って大野市の理想とする環境像を明らかにする

○大野市の将来の姿、数値目標など

「取り組み」 環境の保全および創造に向けた取り組みを明らかにする

○基本的施策の方向、重点プロジェクトなど

「役割」 市、市民、事業者、訪問者の役割を明らかにする

○主体別行動指針、推進体制など

なお、大野市環境基本条例は、今日の多様化する環境問題に対し幅広い視点で環境をとらえ、大野市における環境の保全及び創造についての基本的な事項を定めています。この条例は、水と緑に恵まれた大野市の環境の保全及び創造について、基本理念を次のようにとらえています。

基本理念1

私たち市民は、この恵まれた環境のもとで暮らしを楽しみ、この環境を将来の子どもたちに残していきます。

基本理念2

環境に対する負荷を少なくし、このすばらしい環境を守りはぐくみながら豊かな社会づくりを進めていきます。

基本理念3

すべての事業活動や私たちの日常生活において、地球環境を守るための活動を積極的に進めていきます。

2. 目標年次

環境基本計画は、第四次大野市総合計画と連携することを意図して、平成42年における都市像を展望しながら、平成21年度までの10年間を第一期計画期間として策定されました。

越前おおの環境基本計画（第二期環境基本計画）は、第一期環境基本計画における取り組みと成果を引き継ぎつつ、新たな課題に対応することにより、まちづくりの基本目標の一つである「環境保全と美しい景観づくりのまち」と「美しく豊かな自然環境を育み継承するまち」を実現するため、これまでの目標達成状況を検証するとともに、新しい課題に的確に対応し、施策を着実に推進することで、より良い環境の創造を目指します。

なお、本計画は平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間として策定しましたが、市の最上位計画である第五次大野市総合計画（平成23年度から平成32年度）との整合性を図るため、平成26年度の間見直しにより計画期間を1年延長することとしました。これにより最終目標年度は第五次大野市総合計画と合わせた平成32年度とします。

3. 対象とする環境の範囲

環境基本計画が対象とする範囲は、大野市環境基本条例第8条に示す施策の基本方針を踏まえて、次の環境要素を対象としています。

- 生活環境・・・典型7公害、日照障害、電波障害、光害、有害化学物質など
- 自然環境・・・地形、地質、植物、動物、湧水地、山林など
- 快適環境・・・景観、歴史的文化的遺産、公共空間、都市の緑など
- 水循環・・・地下水循環、河川水循環、雨水循環など
- 物質循環・・・大気循環、廃棄物のリサイクル、エネルギー循環利用など
- 地球環境・・・地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など
- 人づくり・・・環境教育、環境学習、環境情報など

4. 推進主体

環境基本計画を推進していく主体は、次のとおりです。

- 市・・・計画全般の進行管理、近隣自治体等との連携、環境普及活動の推進など
- 市民・・・環境に配慮した生活の実践、地域活動の推進など
- 事業者・・・環境保全型事業の展開、地域環境の向上につながる活動の推進など
- 訪問者・・・環境に配慮した観光、レクリエーションの推進など

5. 重点プロジェクト

(1) 設定

環境基本計画では、大野市の望ましい環境像を目指し、地域特性や市民アンケートの結果で明らかになった環境の現状と課題を踏まえて、個別の環境問題に即して展開されている施策のうち、総合的かつ横断的な推進が必要なものや、特に重要で早急に取り組む必要があるものについて、重点プロジェクトとして位置付け、優先的に推進していきます。

【重点プロジェクト1】 清らかな川づくり

◆水のきれいな、ごみのない清らかな川のあるまちを創造する。

【重点プロジェクト2】 豊かな湧水のあるまちづくり

◆健全な水循環を確保し、将来にわたり豊かな湧水のある名水のまちを創造する。

【重点プロジェクト3】 豊かな里地里山づくり

◆多様な生物が生息する自然豊かで美しい里地里山を創造する。

【重点プロジェクト4】 環境にやさしい循環型社会づくり

◆3Rの取り組みを通して資源循環型社会を構築し、環境にやさしいまちを創造する。

【重点プロジェクト5】 低炭素社会づくり

◆低炭素社会への取り組みを推進し、地球環境保全に貢献できるまちを創造する。

【重点プロジェクト6】 環境を思い行動する人づくり

◆環境に対する知識や意識の向上を図り、自ら考え行動できる市民参加型のまちを創造する。

(2) 必要性

各種の環境行政施策を推進していくためには、人材、組織、財源、情報、市民参加等の準備、調整が必要不可欠です。計画を「絵にかいた餅」とさせないためにも、目標達成上効果の高い施策や実施可能な施策を優先的、短期集中的に推進し、計画の実行性と計画性を確保していく必要があります。

(3) 視点

施策の優先順位の設定に当たっては、環境像である「水循環共生都市 越前おおの」の実現に効果の高い施策を設定し、アンケート等により市民の意見を反映して設定します。

(4) 他の施策との関連性

環境基本計画は、環境行政に係る施策を総合的に取りまとめていますが、これらは長期的に実施していきます。そのため、先の視点で設定した重点プロジェクトは、比較的短期で集中的に取り組みを推進しますが、これらとの調整を図りながらその他についても継続的に推進していくこととします。

(5) 推進

実行すべき施策の具体的内容と達成すべき目標として数値目標及び管理項目を設定し、重点プロジェクトに取り組みます。

また、重点プロジェクトとして掲げる実行すべき施策の具体的内容と達成すべき水準については、大野市の環境の状況や施策の推進状況等を把握し、社会情勢等を総合的に勘案し、5年目で目標値等の検討を行いました。

重点プロジェクト1（清らかな川づくり）の推進

●清らかな川づくりの内容

| | | |
|--------------|-------------------|-----------------------------|
| 1 公害の防止 | —— 1-2 水質汚濁の防止 —— | 生活型公害の防止 |
| | | ◆合併浄化槽設置の促進及び 単独浄化槽からの転換 |
| | | ◆浄化槽等の適正管理 |
| | | ◆公共下水道の整備 |
| | | ◆農業集落排水施設の適正な管理 |
| 2 自然の構成要素の保全 | — 2-1 水の保全 — | 河川水の保全 |
| | | ◆水質の監視体制の強化 |
| 3 自然環境の体系的保全 | — 3-1 河川環境の保全 —— | 水辺の保全 |
| | | ◆地域住民による清掃活動 |
| | | ◆不法投棄防止活動 |
| | | ◆河川流量の確保 |

※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

水のきれいな、ごみのない清らかな川のあるまちを創造する。

河川の水質は、環境基準の類型が指定されている九頭竜川、真名川、清滝川及び赤根川では環境基準を達成していますが、市街地を流れる河川については、生活雑排水により一部、水質汚濁が見られることがあります。

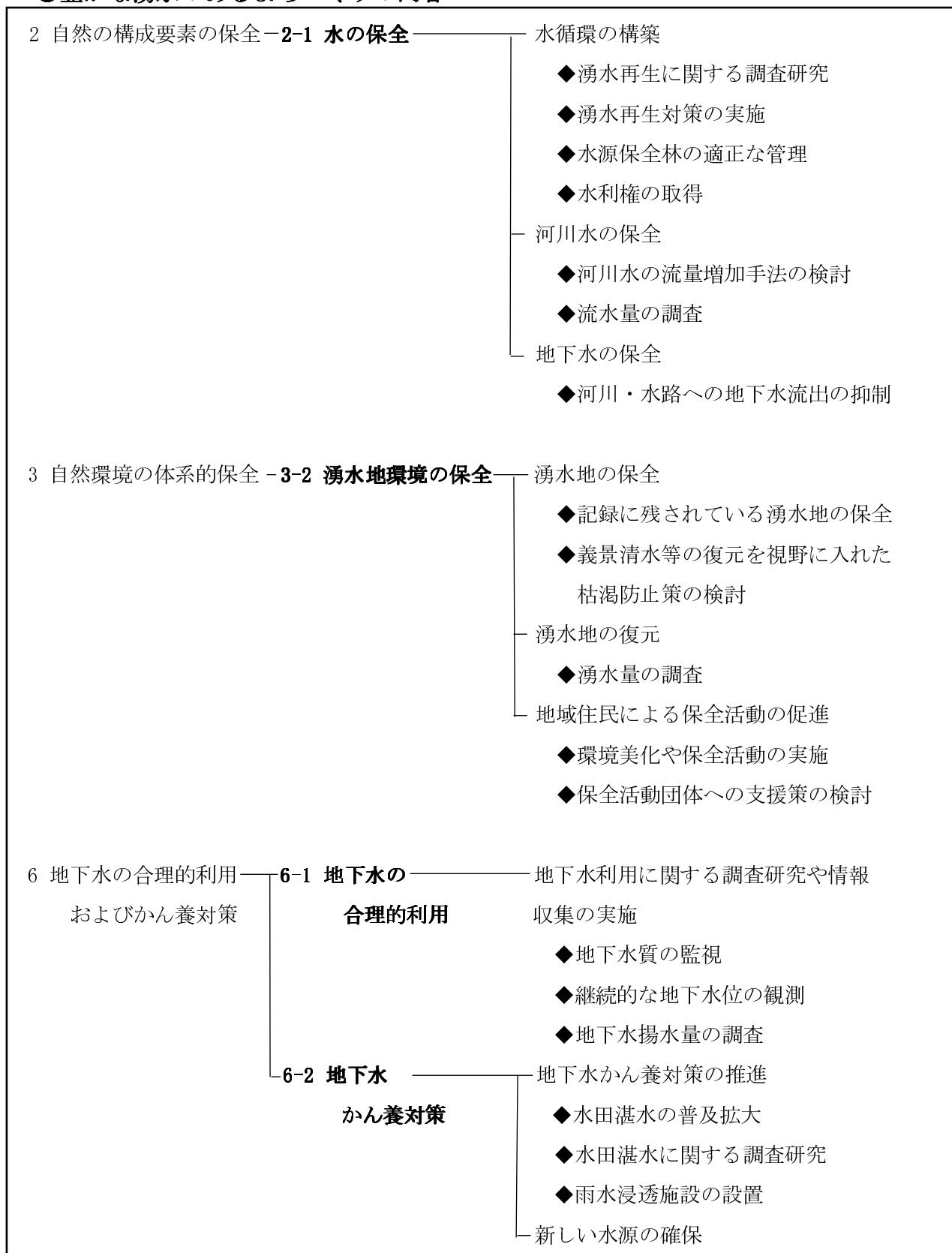
近年、公共下水道等の整備や合併浄化槽の設置拡大に伴い生活排水処理率は年々増加しており、家庭からの生活排水において水質改善が進んでいます。

また、市民アンケートの結果では居住地区での環境に対する満足度で「川のきれいさ」について「やや不満（32.3%）」「不満（8%）」と回答されており、重要な課題と認識されています。

このようなことを踏まえ、生活雑排水対策と河川美化活動を推進していきます。

重点プロジェクト2（豊かな湧水のあるまちづくり）の推進

●豊かな湧水のあるまちづくりの内容



※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

●健全な水循環を確保し、将来にわたり豊かな湧水のある名水のまちを創造する。

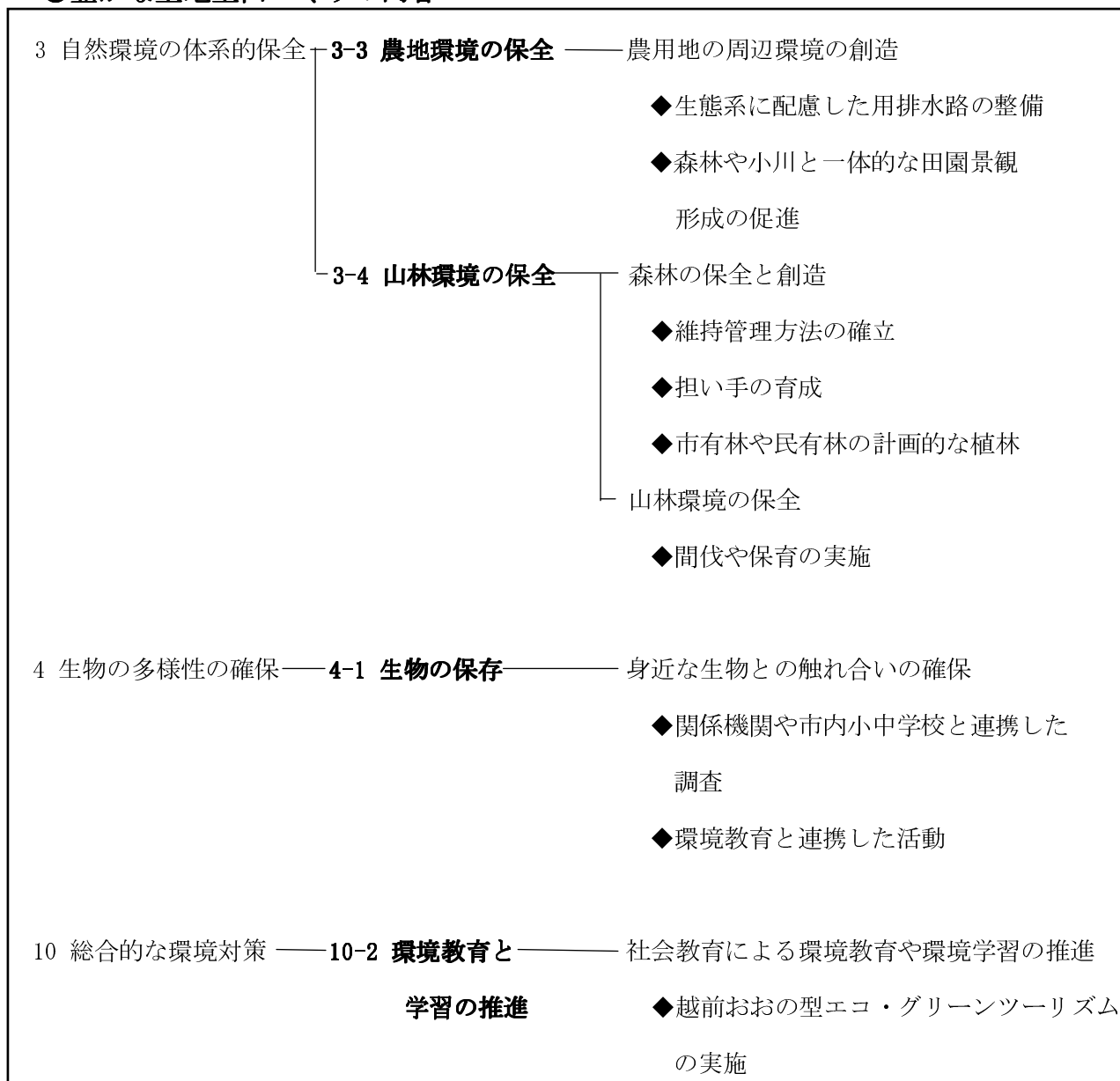
大野市は、古くから湧水が豊富で地下水の恩恵を受け発展してきた町であり、それが信仰、伝説などにも脈々と受け継がれ、大野市特有の水文化を育んできました。

しかし、近年は地下水位の低下に伴う湧水の枯渇が著しくなっており、大野市特有の水文化を後世に引き継ぐため、また魅力あるまちづくりを推進していくためにも市域の健全な水循環を確保し、市の象徴でもある豊かな湧水を復元する必要があります。

地下水のかん養対策を実施しながら豊かな湧水がある水環境の構築に向けて取り組みます。

重点プロジェクト3（豊かな里地里山づくり）の推進

●豊かな里地里山づくりの内容



※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

●多様な生物が生息する自然豊かで美しい里地里山を創造する。

里地里山では、住民の高齢化などにより、手入れのされない森林や耕作放棄地の増加が懸念されており、良好な景観が損なわれようとしています。また、土地改良事業などにより土掘りからコンクリート張りの水路へ改修されてきたため、昔よく見られたメダカやホタルの姿が激減してきています。

そこで、間伐などの森林施業への支援事業や地域住民主体の活動に対する支援事業を更に推進するとともに、美しい森林や田園風景を維持し、小川にはメダカやフナが泳ぎ、夏にはホタルが乱舞する自然豊かで美しい里地里山の形成を目指します。

また、越前おおの型エコ・グリーンツーリズムを推進し、都市住民が村部に求める癒し効果などの社会的ニーズに応えるとともに、地域の活性化を促していきます。

重点プロジェクト4（環境にやさしい循環型社会づくり）の推進

●環境にやさしい循環型社会づくりの内容

| | | |
|---------------------------------------|---------------------------|--|
| ごみを出さない社会 発生抑制 (リデュース) | 7-2 省資源、 省エネルギー の推進 | 省資源の推進 ◆包装の簡素化 |
| | 8-1 廃棄物の減量 | ごみの発生抑制 ◆マイバッグ等の持参 ◆食品の廃棄の抑制 ◆レジ袋の削減 |
| ものを大切に する社会 再使用 (リユース) | 8-1 廃棄物の減量 | 再使用等の促進 ◆不用品交換の情報提供 ◆修理に関する情報提供 ◆フリーマーケットに関する情報提供 |
| 資源を再 利用する 社会 再生利用 (リサイクル) | 8-2 リサイクルの推進 | リサイクルの推進 ◆生ごみたい肥化の推進と地域における 利活用策の検討 ◆地域や各種団体等による資源回収活動 への支援を継続 |

※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

●3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを通して資源循環型社会を構築し、環境にやさしいまちを創造する。

国の21世紀環境立国戦略では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動が地球環境に大きな負荷を与えているとし「資源の浪費による危機」からの脱却を重要な課題としています。

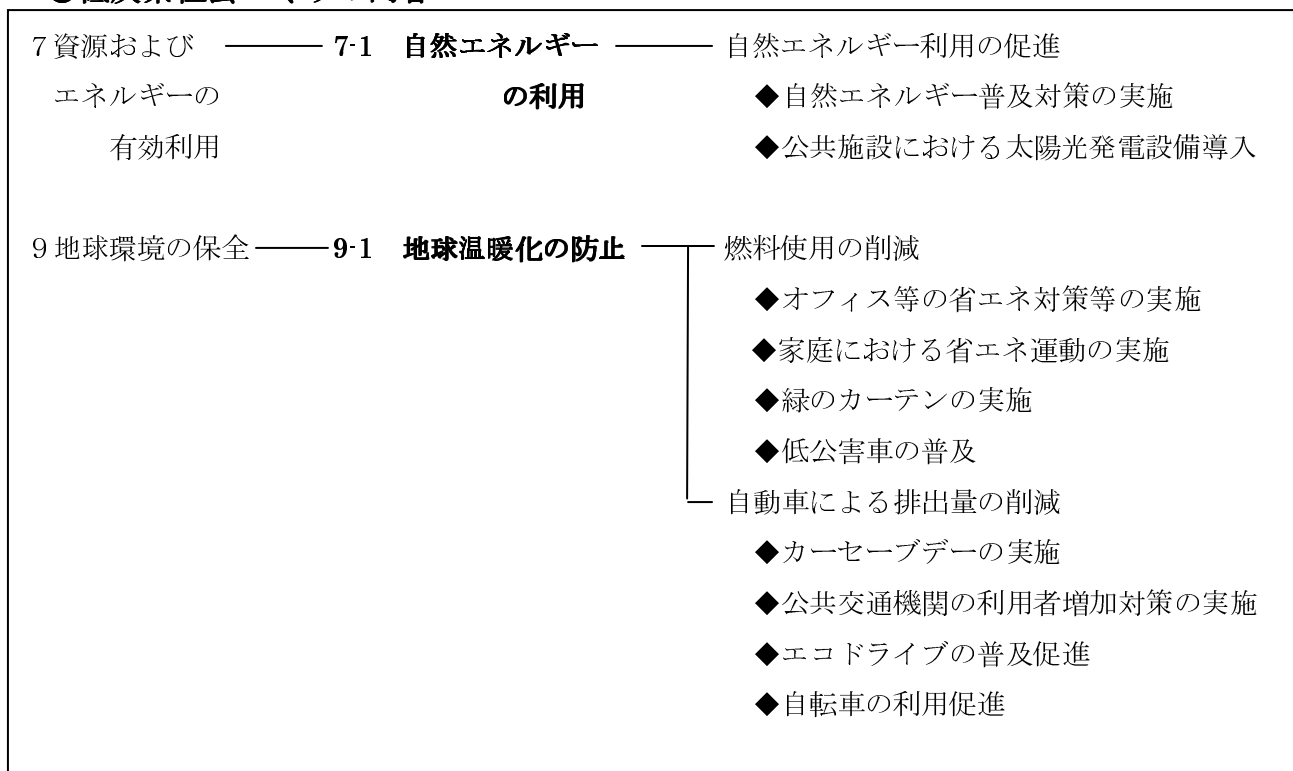
「第2次循環型社会形成推進基本計画」ではマイバッグの持参を国民によるリデュースに対する重要な取り組みの一つとしています。

また、市民アンケートの結果では「生ごみの再利用」の取り組みが進んでいないことが重要な課題と認識されています。

このようなことを踏まえ、「使い捨て型社会」から脱し「循環型社会」に変えていくため、3Rの取り組みを推進していきます。

重点プロジェクト5（低炭素社会づくり）の推進

●低炭素社会づくりの内容



※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

●低炭素社会への取り組みを推進し、地球環境保全に貢献できるまちを創造する。

生活や産業ではエネルギーは欠かせない要素であり、石油等の化石燃料は、主要なエネルギー源であるとともに、地球温暖化を進める最大の要因となっています。

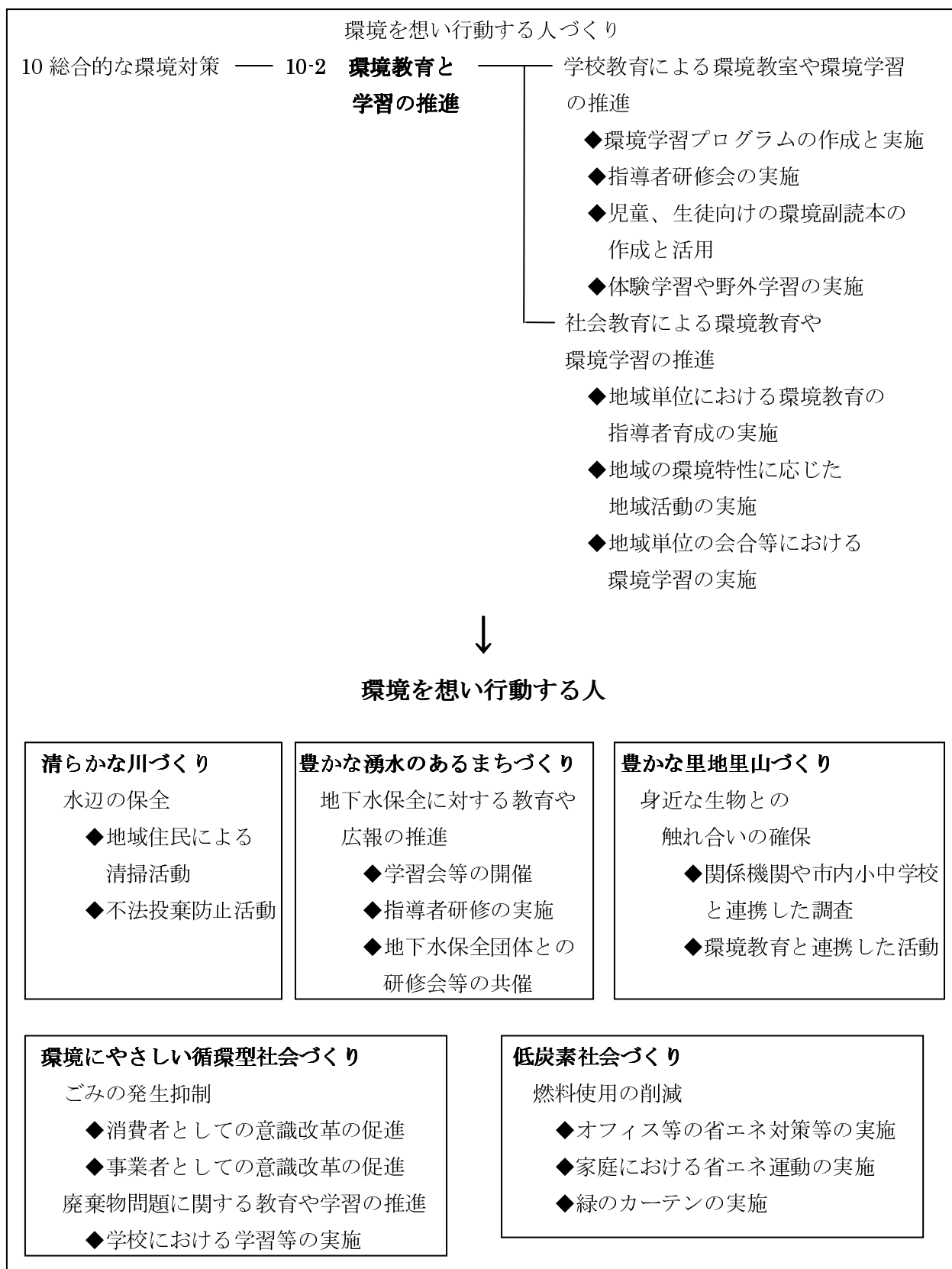
大野市における平成22年度の温室効果ガス排出量は287千t-CO₂で、そのうち95.5%を二酸化炭素が占めています。排出量を部門別に見ると、産業部門が35.0%と最も多く、次いで運輸部門が31.4%（自動車30.7%）、家庭部門が18.6%の排出量となっています。

大野市では1世帯あたりの自動車保有台数が多く、自動車による温室効果ガス排出量の削減は重要な課題となっています。

このようなことを踏まえ、自動車による燃料使用の削減をはじめとし、その他のエネルギー削減についても取り組んでいきます。

重点プロジェクト6（環境を思い行動する人づくり）の推進

●環境を思い行動する人づくりの内容



※上記中の数字は、環境基本計画第3章の基本的施策の番号を示す。

●環境に対する知識や意識の向上を図り、自ら考え行動できる市民参加型のまちを創造する。

大野市の環境の改善を進めるためには、市民一人ひとりが本市の環境の現状と課題を含めて認識し、環境に配慮した具体的な行動に移すことが必要不可欠です。

近年、環境に対する問題意識も高まっている反面、市民アンケートの結果では居住地区での環境に対する満足度で「市民のマナーの良さ」では「やや不満（39.6%）」「不満（14.1%）」と回答されており、市民の環境に対するマナーの悪さをうかがうことができます。

このようなことを踏まえ、次の世代を担う子供達への環境教育の充実や、社会教育・企業教育等の場においても環境に対する意識啓発を推進し、市民等が互いに学び合い、協力し合う社会づくりを目指します。

第3章 環境保全行政の概況

1. 環境保全行政の歩み

環境保全行政年表

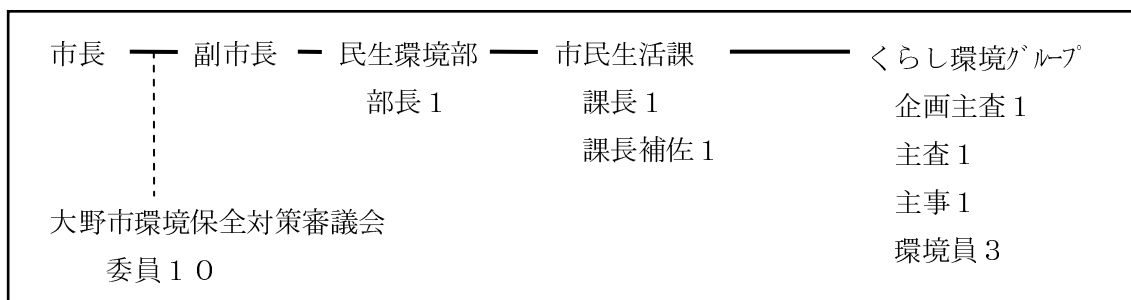
| | | | | |
|-------|-----|-----|---|--|
| 49. | 4. | 1 | 大野市環境保全条例の公布 | |
| 49. | 9. | 30 | 大野市環境保全条例施行規則の施行 | |
| 52. | 12. | 1 | 大野市地下水保全条例の公布、同条例施行規則の施行 | |
| 58. | 10. | 1 | 大野市役所課室設置条例の一部改正 | |
| 59. | 9. | 10 | 名水百選調査報告 | |
| 59. | 10. | 6 | 大野市地下水保全条例施行規則の一部改正(融雪装置の使用制限) | |
| 60. | 5. | 1 | 大野市地下水保全条例施行規則の一部改正(抑制地域の変更) | |
| 60. | 7. | 22 | 御清水が名水百選に認定される。 | |
| 61. | 4. | 1 | 大野市行政改革に伴う関係条例の整備に関する条例で審議会委員 17 人以内を 15 人以内に改める。 | |
| 62. | 4. | 1 | 行政機構の改善に伴う関係条例の整備に関する条例で生活保健課を生活環境課に改める。 | |
| 63. | 1. | 30 | 「星空の街・あおぞらの街」の認定を受ける。 | |
| H. 元. | 11. | 27 | 県の地下水調査において1地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超えて検出される。 | |
| | 2. | 1. | 22 | 地下水調査 |
| | 2. | 2. | 1 | 仮設水道による給水開始 |
| | 2. | 8. | 10 | 発生源とみられる事業場敷地内の土壌の試掘・分析を行う。 |
| | 2. | 9. | 17 | 汚染土壌の除去(25日まで) |
| | 2. | 9. | 24 | 汚染地下水の汲み上げ開始(3か所) |
| | 2. | 11. | 12 | 汚染地下水の汲み上げ開始(2か所) |
| | 3. | 9. | 4 | 大野市環境保全条例施行規則の一部改正(騒音規制基準の改正) |
| | 5. | 4. | 1 | 大野市環境保全条例施行規則の一部改正(排水・大気規制基準の改正) |
| | 8. | 4. | 1 | 機構改革により市民福祉部生活環境課となる。 |
| | 10. | 3. | 26 | 大野市環境基本条例の公布及び施行 |
| | 12. | 3. | 15 | 大野市環境基本計画の策定 |
| | 12. | 6. | 29 | 大野市環境美化推進条例の公布 |
| | 12. | 7. | 20 | 大野市環境美化推進条例及び同条例施行規則の施行 |
| | 12. | 12. | 22 | 大野市区域内郵便局と大野市の間で「使用済郵便はがき再生における郵便局と大野市との協定書」締結(※平成17年3月31にて終了) |
| | 12. | 12. | 25 | 大野市地下水保全基金設置 |
| | 13. | 2. | 19 | 大野砂利採取販売協同組合と大野市との間で「砂利採取に係る協定書」締結 |
| | 13. | 5. | 11 | 大野市区域内郵便局と大野市との間で「廃棄物等の不法投棄および道路情報等に係る郵便局と大野市間の協力に関する協定書」締結 |
| | 16. | 2. | 12 | 大野市森林組合及び大野市漁業協同組合と大野市の間で「廃棄物の不法投棄 |

| | |
|------------|--|
| 17. 11. 4 | 等に係る協力に関する協定書」締結 大野市環境基本条例の一部改正（開発行為に関する届出の準用等） 大野市環境保全条例施行規則の一部改正（開発行為に関する届出の準用） |
| 17. 12. 13 | 大野地下水保全管理計画の策定 |
| 18. 1. 19 | 市内5箇所（御清水、篠座神社の御霊泉、本願清水、七間清水、石灯籠会館清水）でふくいのおいしい水に認定される。 |
| 18. 8. 10 | 大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全文改正 |
| 19. 3. 26 | 大野市環境保全条例の一部改正（機構改革に伴う名称の変更等） 大野市環境保全条例施行規則の一部改正（排水の規制基準等） 大野市地下水対策審議会設置条例の一部改正 |
| 19. 4. 1 | 機構改革により市民福祉部環境衛生課となる。 |
| 19. 9. 14 | 水舟清水がふくいのおいしい水に認定される。 |
| 19. 10. 29 | 湧水保全フォーラム全国大会が開催される。 |
| 20. 6. 4 | 本願清水が「平成の名水百選」に選定される。 |
| 22. 3 | 越前おおの環境基本計画の策定（第二期大野市環境基本計画） |
| 22. 8. 3 | 清水広場と五番名水庵清水がふくいのおいしい水に認定される。 |
| 24. 4. 1 | 機構改革により市民福祉部くらし環境課となる。 |
| 25. 4. 1 | 機構改革により民生環境部市民生活課となる。 |
| 25. 4. 5 | 第15回日本水大賞において本市の地下水保全活動が環境大臣賞を受賞する。 |
| 25. 9. 5 | 新掘清水と芹川清水がふくいのおいしい水に認定される。 |
| 27. 6. 22 | ㈱リクルートホールディングスが発行するフリーペーパー「R25」において、『水道水がおいしい市町村 BEST5』に、本市の水道水が1位に選ばれる。 (水ジャーナリスト 橋本淳司氏選定) |
| 28. 1. 26 | 「Carrying Water Project (キャリング ウォーター プロジェクト)」の一環として、日本ユニセフ協会とパートナーシップを締結し自治体初の「地域と用途を明確にした支援」を開始。支援先はアジアで最も水環境に恵まれない国・東ティモールに決定。 |

2. 環境保全行政機構

(1) 機構図

環境保全行政機構図



(2) 市民生活課（環境担当）の事務分掌

くらし環境グループ 事務分掌

葬斎場に関すること
墓地に関すること
浄化センターに関すること
公害対策に関すること
環境基本計画の推進に関すること
一般廃棄物の収集、運搬等に関すること
広域ごみ処理施設との連絡調整に関すること
環境美化に関すること
環境保全対策審議会に関すること
環境マネジメントシステムに関すること
そ族及び昆虫の駆除に関すること
感染症の予防及び防疫に関すること
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること
和泉地域のし尿処理に関すること
狂犬病の予防に関すること
公衆浴場に関すること
清掃事業の計画、調査及び普及活動に関すること
廃棄物の減量及び資源有効利用促進に関すること
廃棄物減量審議会に関すること
し尿等の処理に関すること
浄化センター施設の管理運用に関すること

3. 環境保全対策予算の推移

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 5 環境保全対策費

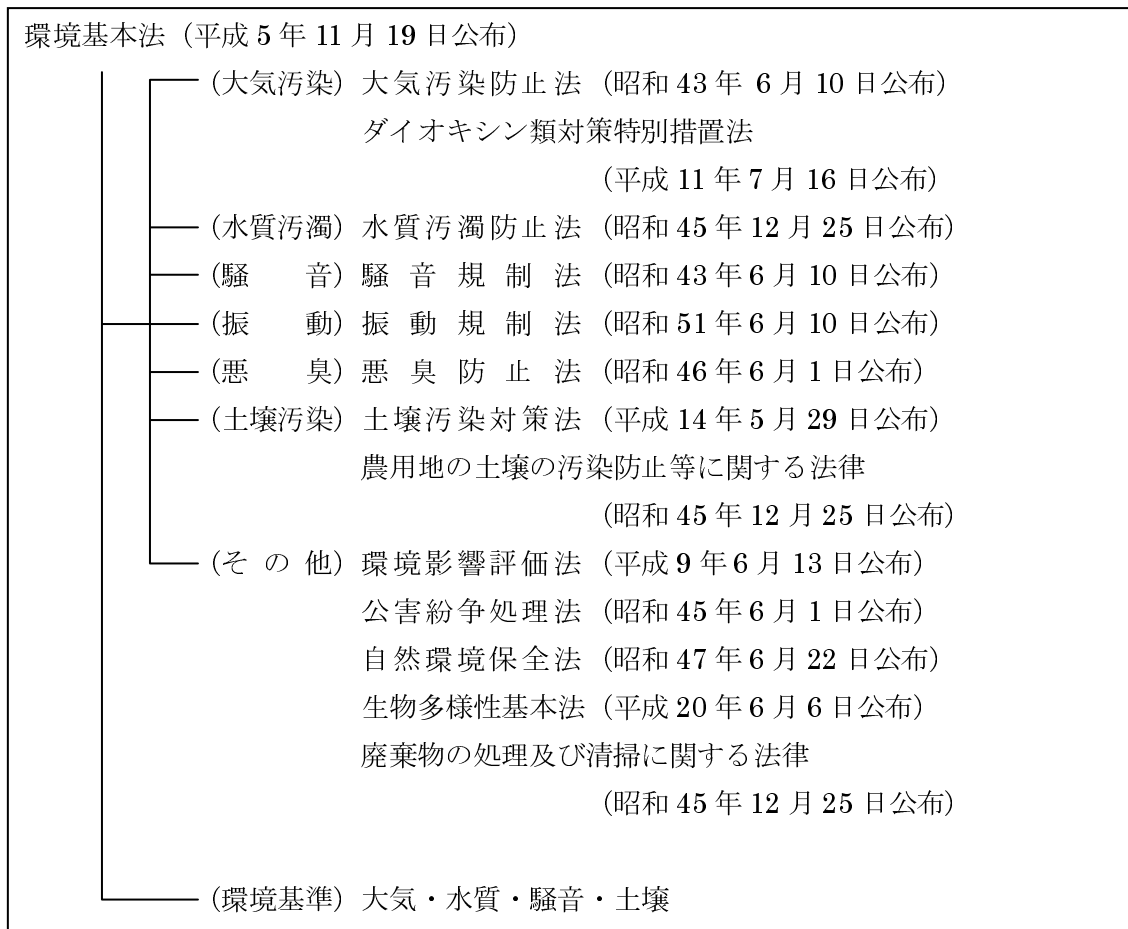
環境保全対策予算

(単位：千円)

| 年度 節 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | 平成26 | 平成27 | 平成28 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 報酬 | 333 | 141 | 170 | 141 | 99 | 212 | 149 | 141 |
| 給料 | 8,661 | 8,903 | 9,898 | 10,594 | 7,375 | 7,581 | 6,739 | 7,387 |
| 職員 手当等 | 4,439 | 4,431 | 5,112 | 5,582 | 3,689 | 3,811 | 3,706 | 3,702 |
| 共済費 | 1,924 | 2,256 | 2,550 | 3,022 | 2,111 | 2,080 | 2,046 | 2,045 |
| 賃金 | | | | | | | | |
| 報償費 | 1,185 | 1,235 | 1,553 | 1,172 | 1,059 | 1,039 | 1,039 | 1,039 |
| 旅費 | 27 | 79 | 12 | 28 | 12 | 28 | 20 | 20 |
| 需用費 | 1,972 | 1,024 | 2,198 | 1,064 | 1,020 | 887 | 1,040 | 1,057 |
| 役務費 | 7,556 | 8,123 | 9,343 | 7,795 | 2,734 | 3,352 | 2,941 | 2,911 |
| 委託料 | 1,860 | 1,541 | 1,966 | 1,612 | 1,487 | 1,787 | 1,571 | 1,988 |
| 使用料及び 賃借料 | 196 | 158 | 159 | 84 | 391 | 87 | 264 | 196 |
| 原材料費 | | | | | | | | |
| 備品 購入費 | | | 58 | | | | | |
| 工事 請負費 | | | | | | | | |
| 負担金補助 及び交付金 | 1,050 | 1,078 | 1,060 | 1,084 | 1,540 | 1,000 | 118 | 118 |
| 公課費 | | | | | | | | 9 |
| 合計 | 29,203 | 28,969 | 34,079 | 32,178 | 21,517 | 21,864 | 19,633 | 20,613 |

4. 公害関係法令の概要

(1) 法律



(2) 県条例・要綱等

| | |
|--------------------------------|-----------------|
| 福井県公害防止条例 | (平成9年3月20日施行) |
| 福井県自然環境保全条例 | (昭和48年6月30日施行) |
| 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例 | (昭和48年1月1日施行) |
| 福井県光化学スモッグ緊急時対策実施要綱 | (昭和51年7月7日施行) |
| 福井県大気汚染（硫黄酸化物）緊急時対策実施要綱 | (昭和53年6月9日施行) |
| 福井県地盤沈下対策要綱 | (昭和50年10月27日施行) |
| 福井県環境影響評価条例 | (平成11年6月12日施行) |
| 福井県環境基本条例 | (平成7年3月16日施行) |

(3) 市条例・要綱等

| | |
|---------------------------|-----------------------|
| 大野市環境基本条例 | (平成 10 年 3 月 26 日施行) |
| 大野市環境保全条例 | (昭和 49 年 4 月 1 日施行) |
| 大野市地下水保全条例 | (昭和 52 年 12 月 1 日施行) |
| 大野市地下水対策審議会設置条例 | (昭和 48 年 10 月 1 日施行) |
| 大野市地下水再利用施設等設置促進事業補助金交付要綱 | (平成 8 年 6 月 21 日施行) |
| 大野市地下水保全基金設置条例 | (平成 12 年 12 月 25 日施行) |
| 大野市環境美化推進条例 | (平成 12 年 7 月 19 日施行) |
| 大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | (平成 18 年 8 月 10 日施行) |
| 大野市環境監視員設置要綱 | (平成 13 年 4 月 1 日告示) |
| 大野市地下水保全活動助成要綱 | (平成 17 年 3 月 11 日告示) |

5. 公害苦情処理件数

公害苦情処理件数

| 年度 | 総数 | 大気 汚染 | 水質 汚濁 | 土壌 汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤 沈下 | 悪臭 | その他 |
|------|----|----------|----------|----------|----|----|----------|----|-----|
| S 59 | 30 | 3 | 8 | | 9 | 1 | | 3 | 6 |
| 60 | 34 | 3 | 5 | 1 | 2 | 1 | | 6 | 16 |
| 61 | 20 | | 4 | 1 | 7 | | | 6 | 2 |
| 62 | 23 | 6 | 3 | 1 | 6 | | | 1 | 6 |
| 63 | 24 | | 4 | | 2 | | | 3 | 15 |
| H元 | 25 | 1 | 2 | | 5 | | | 11 | 6 |
| 2 | 16 | | 3 | | 5 | | | 3 | 5 |
| 3 | 11 | | 1 | | 3 | | | 1 | 6 |
| 4 | 16 | | 2 | | 2 | | | 1 | 11 |
| 5 | 14 | 2 | 6 | | 3 | | | 1 | 2 |
| 6 | 11 | | 2 | | 3 | | | 2 | 4 |
| 7 | 12 | | 3 | | 2 | 1 | | 3 | 3 |
| 8 | 11 | | 1 | | 1 | 1 | | 4 | 4 |
| 9 | 8 | | 1 | | 1 | | | 5 | 1 |
| 10 | 20 | 13 | 1 | | | | | 3 | 3 |
| 11 | 22 | 1 | 3 | | 4 | | | 11 | 3 |
| 12 | 17 | 15 | | | | | | 2 | |
| 13 | 16 | 10 | 2 | | | | | 2 | 2 |
| 14 | 15 | 9 | 1 | | 3 | | | 1 | 1 |
| 15 | 18 | 11 | 4 | | | | | 2 | 1 |
| 16 | 8 | 4 | 1 | 1 | | | | | 2 |
| 17 | 20 | | 9 | | 2 | 1 | | 3 | 5 |
| 18 | 28 | 4 | 9 | 2 | 4 | 1 | | 7 | 1 |
| 19 | 42 | 19 | 12 | | 3 | | | 3 | 5 |
| 20 | 97 | 30 | 20 | 2 | 7 | | | 2 | 36 |
| 21 | 83 | 38 | 14 | 3 | 3 | 1 | | 4 | 20 |
| 22 | 42 | 23 | 11 | | 2 | | | 4 | 2 |
| 23 | 44 | 20 | 10 | | 2 | | | 2 | 10 |
| 24 | 38 | 17 | 8 | 1 | 1 | | | 3 | 8 |
| 25 | 19 | 12 | 4 | | | | | 1 | 2 |
| 26 | 13 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 2 | 4 |
| 27 | 26 | 12 | 1 | | 2 | | | 1 | 10 |
| 28 | 29 | 16 | 3 | | | | | | 10 |

6. 公害防止協定締結状況

公害防止協定締結状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

| No. | 事業所名 | 業種 | 所在地 | 締結年月日 |
|-----|------------------------------|------------|---------|------------------|
| 1 | 浜田モータース | 解体業 | 中 挟 | 昭和 49 年 4 月 1 日 |
| 2 | 富田酪農生産組合 | 酪農業 | 下 麻 生 嶋 | 昭和 53 年 2 月 1 日 |
| 3 | 中竜鉦業株式会社 (日本亜鉛鉦業(株)中竜鉦業所) | 鉦業 | 上 大 納 | 昭和 60 年 7 月 4 日 |
| 4 | 上庄堆肥製造施設 | 堆肥製造業 | 中 据 | 平成 8 年 4 月 24 日 |
| 5 | 永野家具工業(株) | 家具製造業 | 中 据 | 平成 8 年 9 月 9 日 |
| 6 | (株)ジェフティ | ニット製造業 | 中野 1 丁目 | 平成 9 年 7 月 7 日 |
| 7 | (株)アサヒニット | | | |
| | (株)トリネックス | 印刷業 | 中野 1 丁目 | 平成 9 年 7 月 16 日 |
| 8 | ニチコン(株)富田工場 | コンデンサ製造業 | 土 布 子 | 平成 11 年 2 月 10 日 |
| 9 | ニチコン福井(株) | コンデンサ製造業 | 土 布 子 | 平成 12 年 5 月 23 日 |
| 10 | (株)エツミ工学 | レンズコーティング | 中 据 | 平成 13 年 2 月 15 日 |
| 11 | 六呂師堆肥センター | 堆肥製造業 | 南 六 呂 師 | 平成 15 年 9 月 8 日 |
| 12 | ファーストウッド(株)大野工場 | 木材加工業 | 七 板 | 平成 22 年 8 月 31 日 |
| 13 | (株)福井グリーンパワー | 木質バイオマス発電所 | 七 板 | 平成 26 年 6 月 20 日 |